

障がい学生修学支援連絡協議会規程（「障がい学生修学支援ガイドライン」掲載含む）

（目的）

第1条 障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図るため、障がい学生修学支援連絡協議会（以下、「支援連絡協議会」と称する）を置く。

（協議決定事項）

第2条 支援連絡協議会は、学部長会で決定された障がい学生修学支援の基本方針に基づき、次の事項を協議決定する。

- (1) 入試説明会、入学試験など入学までの特別措置に関する相談・対応
- (2) 入学後の履修相談、授業における配慮
- (3) 学生生活への対応
- (4) 就職活動に伴う相談
- (5) 当該学生への対応・学内連絡調整方法
- (6) 学生及び教職員への啓発（研修会、講演会の実施）

2 具体的な、支援の内容は「障がい学生修学支援ガイドライン」に定める。

（構成）

第3条 支援連絡協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学生委員長
- (3) 教務委員長
- (4) 各学部障がい学生担当教員
- (5) 教学センター課長
- (6) 入試・広報センター課長
- (7) 学生センター課長
- (8) キャリアセンター課長
- (9) カウンセリングセンター職員（カウンセラー）1名

2 議長が必要と認めたときは、他の者を出席させることができる。

（召集）

第4条 支援連絡協議会は、学長が召集し、その議長となる。

2 議長が支援連絡協議会に出席できない場合は、学生委員長が議長となる。

（所管）

第5条 この規程に関する事務所管は、学生部学生センターとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。